

## 09 林業金融対策

【1,399(1,564)百万円】

### 対策のポイント

林業者等の森林整備や設備投資等に対する金融支援を行い、森林施業の集約化・路網の整備や木材の加工・流通構造の改革を促進します。

### <背景/課題>

- ・「日本再生戦略」において、地域資源の活用を通じた農林漁業の活性化や災害に強い国土・地域を構築することとされています。
- ・我が国の森林資源を最大限有効に活用して森林・林業を再生し、持続的な森林経営の確立と国産材の安定供給体制を構築するためには、森林施業の集約化、路網の整備、搬出間伐等の推進や木材の加工・流通体制の改革が重要です。

### 政策目標

意欲ある林業者等の経営規模の拡大・維持及び地域材の加工・流通体制の改善に必要な資金調達の円滑化

### <主な内容>

#### 1. 利子助成による地域材利用の促進 314(220)百万円

地域材利用の促進を通じて、木材自給率の向上に資するために、林業の経営改善や木材の生産又は流通の合理化に取り組む意欲ある林業者等に対し、最大2%の利子助成(実質無利子化)を講じることにより、林業経営規模の拡大・維持や地域材の加工・流通体制の改善を図ります。

地域材利用促進緊急利子助成事業 融資枠：80億円  
補助率：定額  
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

#### 2. 無利子資金による森林整備の推進 731(984)百万円

森林整備を推進するために、施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の(株)日本政策金融公庫資金と無利子資金(森林整備活性化資金)を併せて貸し付けることにより、林業者の金利負担の軽減を図ります。

森林整備活性化資金造成費・利子補給金 融資枠：17億円  
補助率：定額  
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

#### 3. 無利子資金による林業・木材産業の経営の改善 33(35)百万円

林業・木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的に、都道府県が無利子の貸付けを行い、林業者・木材産業者等が先駆的取組による経営改善を実施する際に必要となる施設整備の負担の軽減を図ります。

林業・木材産業改善資金造成費補助金 融資枠：100億円  
補助率：2/3  
事業実施主体：都道府県

4. 木材加工施設導入利子助成支援事業 [新規] 10 (一) 百万円

木材製品の高付加価値化や経営の多角化を図るための設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要な資金の借入に対する利子助成を行います。

木材加工施設導入利子助成事業 融資枠：5億円  
補助率：1/2、2/3  
※補助率2/3は木質バイオマス利用施設整備の場合  
事業実施主体：民間団体

5. 信用保証の基盤強化と林業・木材産業の合理化の推進

(1) 林業信用保証の基盤強化 [新規] 256 (一) 百万円

林業者・木材産業者が資金調達を円滑に行うことができるよう、高水準にある代位弁済費の一部について支援を行うことにより、保証料の軽減を図ります。

森林・林業再生支援林業信用保証事業  
補助率：定額  
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

(2) 低利運転資金による林業・木材産業の合理化の推進 55 (60) 百万円

林業・木材産業を担う事業者が事業の合理化等を推進するのに必要となる運転資金について、低利で貸し付けることにより、木材関連産業及び林業の健全な発展を図ります。

木材産業等高度化推進資金事業 融資枠：600億円  
補助率：定額  
事業実施主体：独立行政法人農林漁業信用基金

お問い合わせ先：  
1、2、3、5の事業 林野庁企画課 (03-3502-8037 (直))  
4の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2292 (直))

# 林業金融対策

平成25年度概算要求額 1,399百万円(1,564百万円)

森林・林業基本計画に掲げられた目標を実現するため、森林施業の集約化や木材の加工・流通構造の改革を通じ地域材の利用を促進していくことが重要。

## 林業者等による森林整備や設備投資に対する融資の充実



### 利子助成による地域材利用の促進

○地域材利用促進緊急利子助成事業 314百万円(220百万円)

- ・ 森林取得、加工・流通施設等の整備を行う林業者等に対する最大2%の利子助成(実質無利子化)
- ・ 利子助成期間:最大15年 ・ 融資枠:80億円

### 利子助成による木材製品の高付加価値化や経営の多角化の推進

○木材加工設備導入利子助成支援事業(新規) 10百万円(一)

- ・ 木材製品の高付加価値化や経営の多角化を図るための設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要な資金の借入れに対する利子助成
- ・ 利子助成期間:最大7年・ 融資枠:5億円



## 融資による川上から川下までの一体的な支援

### 森林整備の推進

○森林整備活性化資金造成費・利子補給金

731百万円(984百万円)

- ・ 施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の公庫資金と無利子資金(森林整備活性化資金)を併せて貸し付けることによる金利負担を軽減
- ・ 償還期限30年(据置期間20年)・ 融資枠:17億円

### 林業・木材産業の経営改善の推進

○林業・木材産業改善資金造成費補助金

33百万円(35百万円)

- ・ 木材産業事業者等が取り組む経営改善のための設備投資に対する無利子貸付
- ・ 償還期間:10年以内(据置期間3年以内)・ 融資枠:100億円

### 信用保証の基盤強化と林業・木材産業の合理化の推進

○森林・林業再生支援林業信用保証事業(新規) 256百万円(一)

- ・ 高水準にある代位弁済費の一部を支援し、保証料を軽減

○木材産業等高度化推進資金事業 55百万円(60百万円)

- ・ 木材産業者等が行う事業の合理化等を推進するために必要となる運転資金について低利で貸付・ 融資枠:600億円

## 林業・木材産業の健全な発展を実現